

29 会若議第 566 号

平成 29 年 8 月 10 日

会津若松市長 室 井 照 平 様

会津若松市議会議長 目 黒 章三郎

会津若松市議会からの政策提言について（通知）

標記の件について、平成 29 年 8 月 9 日に行われた本市議会政策討論会全体会において、本市議会の政策に関する提言が別紙のとおりまとまりましたので通知いたします。

つきましては、当該提言の趣旨、内容等を御賢察いただき、政策形成への反映について特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

なお、全体会において決定された当該提言に係る中間総括を添付いたしますので、御参  
照願います。

## 【 会津若松市議会からの提言事項 】

### 1 生活困窮者対策と支援のあり方に関する提言事項

#### ① 早期発見とアウトリーチによる支援の検討

生活困窮者の支援のためには、何よりも問題を抱えている方を早期に発見し、支援につなげていく必要があります。庁内連携はもとより、地域のさまざまな主体との連携を図り、アウトリーチ的手法も活用しながら、速やかに自立相談支援窓口へつないでいくことが求められる。

市においては、債務整理への支援や市営住宅入居資格の条件緩和等、より具体的に生活困窮者の援助につながる政策の検討を行うとともに、アプローチが困難な生活困窮者等に対して、どのような形で行政や関係機関とのつながりを確保していくのか、生活状況に不安のある方に対してどのように継続した見守りを行っていくのかなど、支援体制や組織のあり方も含め、具体的な方策を検討していく必要がある。

#### ② 相談内容に応じた包括的・個別的支援の整備

生活困窮者の自立支援を担う自立相談支援員は、個々の支援を手がかりに世帯を含めたトータルの生活困窮者に対する包括的・継続的支援と、行政や関係機関との連携を深めることで、生活困窮者の早期発見や就労先を確保することが必要であり、そのためにも地域のネットワークづくりを行い、関係機関が有する機能や制度・サービス内容を十分に理解した上で、適切にコーディネートしていく能力が必要である。

市においては、自立相談支援員が十分に力を発揮できるよう庁内連携体制の整備を進めるとともに、その人材の確保とスキルアップ等を図っていく必要がある。

#### ③ 柔軟な就労支援の展開

就労支援については、対象者の能力や意欲の状況を判断し、それぞれの能力に合わせ、利用できるメニューの拡充や受け入れ先のマッチングなどを行い、支援サービスを提供していくことが重要である。さらに職業訓練や社会参加の段階において、受け入れ先が問題となることから、体験的就労・インターンシップ・ボランティア等の受け入れ先の確保・開拓が求められている。

就労支援の取り組みに当たっては、ハローワーク以外にも市の雇用・労政部門である観光商工部との連携や農業分野への新規就労へつなげる取り組み、庁内連携や就労部門の組織再編の可能性を検討するなど、実効性のある政策を打ち出していく必要がある。

#### ④ 地域における支援ネットワークの構築と支え合いづくり

生活困窮者の自立には、地域において「働く場」や「参加する場」を創造し、広げていくことも重要であり、地域全体で包括的な支援体制を確保していくためにも、地域のさまざまな主体との連携体制を確保し、また、地域におけるファシリテーター（調整役）となる人材や団体（地区社協等）を育成していく必要がある。

また、地域コミュニティの弱体化が進行する中で、地域のさまざまな課題解決のために既存のコミュニティを活用した地域包括ケアシステムの構築が検討されているが、このままの状態ですましく機能するのか疑問が残ることから、まずは地域コミュニティの活性化に向けた具体的な方策について検討することも必要である。

## ⑤ 子どもの貧困問題への対応

子どもの貧困については、子どもの置かれている状況を早期に把握し、支援につなげていくことが重要である。そのためには教育委員会や学校が子どもの変化を見逃さず、相談しやすい環境づくりに取り組みながら、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用し、学校と家庭を結びつけ、必要に応じて積極的に福祉部門との連携を図るとともに、子どもの学習する機会を保障するために、就学援助における対象費目の拡充や入学準備時期に合わせた支給などについての検討が必要である。

また、地域のさまざまな活動主体との連携を図ることで、子どもへの直接的な支援のほかにも、子どもを養育する親への支援にも意を用いるなど、重層的な手法による負の連鎖を断ち切る方策の検討が必要である。

## 2 学校建築のあり方に関する提言事項

本市における過去の学校建築においては、基本構想策定の段階から外部アドバイザー等の助言や地域住民の意見を取り入れながら進めてきた経過にあるが、近年の学校建築の進め方についてのルールが曖昧となっていたことから、当分科会としては、教育委員会に対し、専門的知見の活用や学校建築時における地域住民との合意形成の方策等について検討を求めてきた。

教育委員会においては、当分科会からの指摘を踏まえ、行仁小学校の建築に当たり、基本構想作成時から住民との意見交換を始めるなど、一定のルール化のもとに意見聴取が進められているが、その進め方について行仁地区住民より多くの問題点が指摘されたことから、当分科会において教育委員会及び行仁地区住民との意見交換を実施したところである。このような経過の中で行仁小学校の建築を進めるに当たり、住民意見への丁寧な対応等を求める必要性があるとの判断から、別添1のとおり、執行機関に対して取り組みを要請する。

## 3 中小企業・小規模企業振興基本条例の制定に関する提言事項

執行機関からは、本市の中小企業・小規模企業の振興に当たり、平成30年4月を目途に中小企業・小規模企業に係る基本条例を制定・施行していく考えが示され、本市にとってかけがえのない存在である中小企業・小規模企業の振興に向けたさらなるスタートが切られる見通しとなった。

しかしながら、条例については制定が目的ではなく、条例がより実効性を持ち、本市地域経済の中心的存在である中小企業、小規模企業に寄り添った生きた条例を目指していかなければならない。

そのため、中小企業・小規模企業振興基本条例を制定する際には、振興理念、効果的な施策の前提となる実態調査の実施、多様な視点から地域経済の実態や施策ニーズについて意見を交わす場の創設（産業振興会議）の3点を規定することが特に重要であり、具体的にはそれぞれ以下の視点を踏まえるよう提言する。

### ① 振興理念

これまでの本市の地域経済を牽引し、市の発展、躍進に大きな役割を果たしてきたのは中小企業や小規模企業である。

また現在においても中小企業や小規模企業は、本市の企業・事業所の中で大多数を占めており、本市にとっての地域経済活動や雇用の維持・確保を担うかけがえのない存在である。

これらの点を再認識し、その振興に当たっては、以下の視点を踏まえることが重要である。

1. 中小企業・小規模企業振興に関する基本的事項を定めること。
2. 中小企業と言っても過言ではない農林事業者を含めた中小企業・小規模企業の基盤を強化するとともに、地域経済活性化と持続可能な地域産業の維持・育成に向け努力すること。
3. 農林事業者を含めた中小企業・小規模企業の振興は、事業者自らの創意工夫及び自助努力を基に、市、事業者、経済団体、産業支援団体、金融機関、大学、市民等の多様な主体が、相互に連携・協働して推進すること。
4. 農林事業者を含めた中小企業・小規模企業の振興により、市民生活の向上を図り、環境と調和のとれた地域社会の発展を目指すこと。
5. 市、事業者、経済団体、産業支援団体、金融機関、大学、市民等の役割及び責務を明記すること。

## ② 実態調査

本市ではこれまで、中小企業や小規模企業に対する実態調査の手法としては、国、県及び地元金融機関の基本調査やハローワークからの雇用情報の把握、市主催の地域経済に係る情報交換会や金融懇談会の実施、さらには各商店街との会議、打合せなどを通じた情報収集を行い、本市の経済動向や中小企業等の実態の把握に努めてきたところである。

しかしながら、市としてこれら実態を適切に分析し、的確に施策や事務事業に反映できたのか、また執行機関内や関係機関・団体と十分に情報共有がなされてきたのか、今一度振り返るべきである。

なお、日々刻々と変化する社会・経済状況や人・モノ・金が限られる状況の中で、実態調査の範囲や手法、内容等について限度があることは十分に理解するものの、一方で、中小企業、小規模企業への適切な実態調査がなければ、的確な施策や事務事業の立案は不可能である。

よって実態調査に当たっては、以下の視点を踏まえることが重要である。

1. 職員自らが定期的に直接各事業者を訪問し、現場の生の声を聴き実態調査に努め、政策立案につなげること。
2. 実態調査の方法は、定期的な中小企業・小規模企業ごとの<sup>しっかい</sup>悉皆調査を基本とすること。

(※悉皆とは…残らず、すっかり、全部)

## ③ 産業振興会議

農林事業者を含めた中小企業・小規模企業の振興に関する施策について、調査・研究・審議・政策立案するため、各事業者や従業員、経済団体、産業支援団体、金融機関、大学等の学識経験者、大学生、一般市民、市職員で構成する産業振興会議の設置が重要であると考えます。また産業振興会議については、中小企業や小規模企業の振興施策について検討、推進する重要な組織として育て、ひいては、本市の中小企業、小規模企業の振興、地域経済活性化へとつなげていかなければならない。

よって産業振興会議の設置・運営に当たっては、以下の視点を踏まえることが重要である。

1. 市長の附属機関として位置づけること。
2. 委員は非常勤特別職として市長が委嘱又は任命する。謝金も支給すること。
3. 定期的に会議を開催すること。
4. 会議の構成員は下記の範囲等から選任すること。
  - ①農業 ②林業 ③商業 ④飲食業 ⑤工業 ⑥観光業 ⑦建設業
  - ⑧サービス業 ⑨金融機関 ⑩商工会議所、商工会、商店会、商店街連合会、農業協同組合、その他市内において経済活動又は地域経済の振興を行う経済団体等に従事又は加盟している事業者又は従業員 ⑪学識経験者 ⑫一般市民
  - ⑬短・大学生 ⑭公益財団法人その他の団体であって、事業者に対する支援に関する業務を行う農林業を含む産業支援団体 ⑮学校教育法第1条に規定する大学及び高等専門学校の教職員 ⑯国立大学法人法第2条第4項に規定する大学共同利用機関及びその他の研究機関の教職員
5. 委員の選任は、可能な限り公募に努めること。
6. 任期は2年とし、再任は妨げないこと。
7. 市長は産業振興会議の意見を参考にし、振興策を実施すること。
8. 会議は全て公開で行い、議事録を作成し公表すること。
9. 会議の事務局は商工課内に設置し、担当職員を配置すること。
10. 委員の定数は20名程度とすること。
11. 振興会議の組織及び運営に関し、必要な事項は規則で定めること。

#### 4 官民連携による降雪対策に関する提言

##### ① 市による私道除雪

市が一部実施している私道の除雪については、現在実施している2つの市道に始点、終点がそれぞれ接する私道に加え、1つの市道に始点、終点とも接している私道について、執行機関より資料の提供を受け、場所、延長等を図面上で確認をしたものである。これを踏まえ、これらの私道については、始点、終点が市道に接しており、2つの市道に始点、終点が接しているものと同様に「公道から公道に通り返ける」との条件を満たすことから、他の条件が満たされた場合には除雪を実施すべきである。

なお、袋路状の路線等他の私道についても、今後、各路線について検証を実施し、除雪実施の可否について検討する必要がある。

## 別添 1 会津若松市立行仁小学校等施設整備に向けた要請について

行仁小学校については、校舎の老朽化や耐震性の問題などから早急な建てかえの必要があるが、近年の学校建築においては、教育の多様化に合わせた柔軟な対応が可能な学校施設や、学校教育に限らず生涯学習の拠点、地域コミュニティの核となるような施設機能についても強く求められているところである。

このことから、その建築に当たっては、学校建築における基本構想（コンセプト）を見定めることが肝要であり、そのためには基本構想段階から専門家の専門的知見、教職員や地域住民の意見を踏まえた合意形成に努めることが重要であるとの認識に立ち、基本構想、基本設計の前の段階から、専門的知見の活用、教職員や地域住民の意見聴取等の手法をとり入れるよう、議会として教育委員会に対して提言してきたところである。

現在、市においては、将来にわたる持続可能なまちづくりの実現に向け、「公共施設等総合管理計画（平成28年8月策定）」に基づき、今後の公共施設の建てかえや改修について、機能の複合化や予防保全等を図りながら計画的に取り組むとしている。このような考え方のもと、執行機関においては、「会津若松市立行仁小学校等施設整備に向けた基本的な考え方（平成29年2月策定）」に基づき、地域住民と行仁小学校の建てかえや近隣の公共施設であるこどもクラブ、コミュニティセンター、消防屯所の3施設機能の複合化を含めた考え方について地域住民と意見交換を行ってきたところである。

しかしながら、平成29年5月10日に行仁地区で開催された「第18回市民との意見交換会」において、参加された地域住民から、教育委員会の説明会における説明内容や意見聴取の方法、事業の進め方について、不満等も含め多くの意見・要望が寄せられた。これを受けて、6月13日に広報公聴委員会より「行仁小学校建設と複合化施設の建設については、住民の意見を聞き進めるために、何らかの形で議会がかかわらなければならない。」との報告がなされ、議会としても、この間の経緯を整理するとともに、課題を分析し、問題の解決に努める必要があると考え、行仁小学校と近隣3施設を所管する文教厚生委員会所属委員で構成する政策討論会第2分科会において、教育委員会及び行仁地区住民との意見交換を実施したところである。

7月5日に実施した教育委員会との意見交換においては、教育委員会に対し、これまでの行仁小学校等施設の整備の進め方や複合化の考え方等についての説明を求め、これに対し教育委員会からは、「住民の意見を取り入れた学校建築となるよう努めてきたが、今後も地域住民の疑問や要望等に対して丁寧に対応するとともに、基本設計などの段階ごとでの住民意見の反映や、階層ごとでの意見交換会の実施などの対応をしていきたい」との回答を得たところである。

また、7月26日に実施した行仁地区との分野別意見交換会においては、参加住民より、「これまでの教育委員会の開催した説明会等において、教育委員会が示した施設の複合化のあり方や学校建築中における仮校舎設置の考え方等について、さまざまな提案を行ってきたが、これらの意見が事業計画に反映されることはなく、市は思い描いている事業計画を変更する考えはないと感じる」など、市の事業の進め方に対して疑念を抱くような意見が多く出されたところである。

当分科会においては、教育委員会の基本構想、基本計画の段階から、広く地域住民の意見を聴取し、学校建築を進めようとしている姿勢については、一定の評価をするものである。しかしながら、執行機関においては、「どのような学校を作るのか」といった学校建築における基本的な部分の議論を十分行わないままに、行仁小学校と周辺公共施設の複合化を前提とした説明を行い、さらには住民からの意見や疑問に対するフィードバックなど、丁寧な対応に至らなかったことが、地域住民との間に大きな隔たりを生む結果を招き、今後の事業の進め方に対して不信感を抱かれる状況となっていることについて、重要な課題として認識すべきであると考えます。

当分科会においては、これらの状況を受け、学校建築を所管する教育委員会、さらには対象施設を所管する部局を含めた公共施設の総合管理を行う執行機関に対して、行仁小学校建築に係る複合的施設の必要性の検討や事業の進捗状況に合わせた、より丁寧な市民意見の聴取、さらには聴取意見の事業への反映の考え方の提示など、適宜、地域住民へのフィードバックに努めるなどの適切な対応を行うよう、改めて要請するものである。